

# 「家庭系ごみ指定袋制度」 の導入について（素案）

---

弘前市 環境管理課



# 1. はじめに

ごみの減量化・資源化



資源の有効活用、環境負荷の低減、  
生物多様性の保全



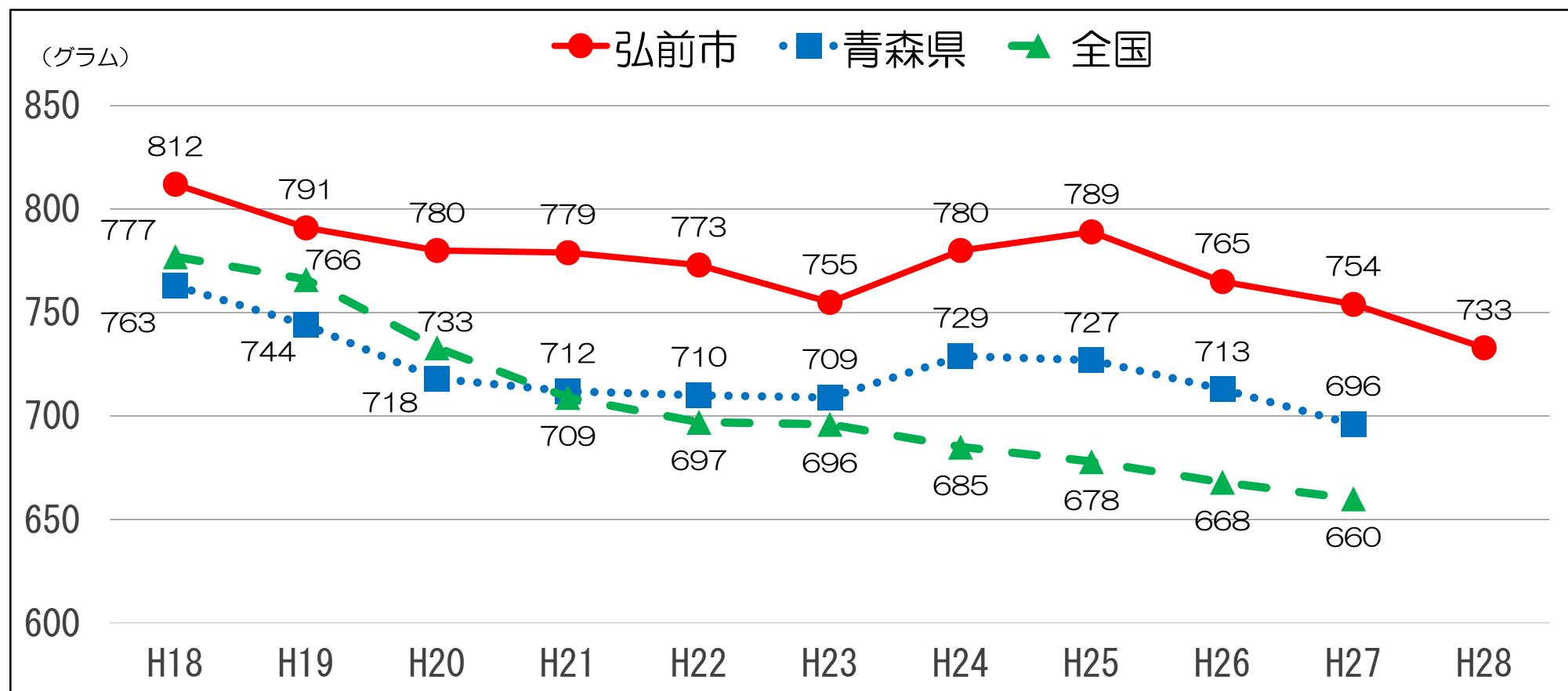
私たちと次の世代の人々が豊かに生  
きしていくことができる持続可能な社  
会を実現



ごみ処理施設や最終処分場の延命化による建設費用などの経費削減も期待できる

## 2. ごみ処理の現状

### (1)家庭系ごみの排出量



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成  
※平成28年度は市が算出した推計値



## (2)一般廃棄物処理基本計画における目標値

項目	年 度	H25年度 (基準年度)	H28年度 (推計値)	H32年度 (中間年度)	H37年度 (目標年度)
1人1日当たりの ごみ排出量	目標値	1,310g	1,164g	980g	950g
	基準年度との差	-	-146g	-330g	-360g
うち 家庭系ごみ	目標値	789g	733g	680g	670g
	基準年度との差	-	-56g	-109g	-119g

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成

※平成28年度は市が算出した推計値



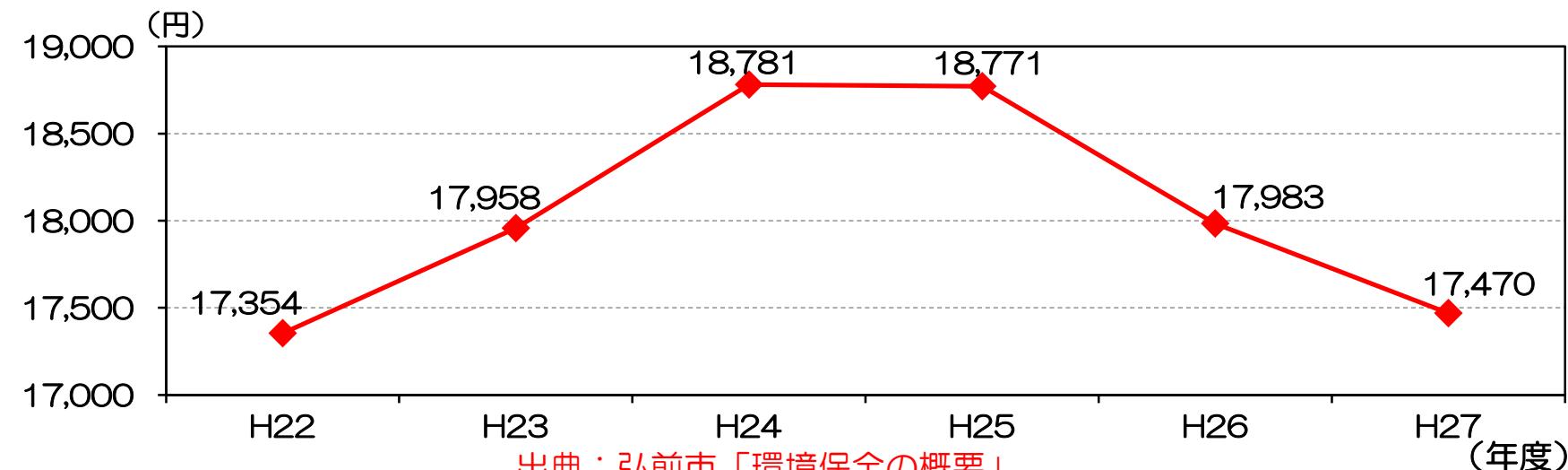
### (3)ごみ処理経費

#### ①ごみ処理経費の推移

(単位：千円)

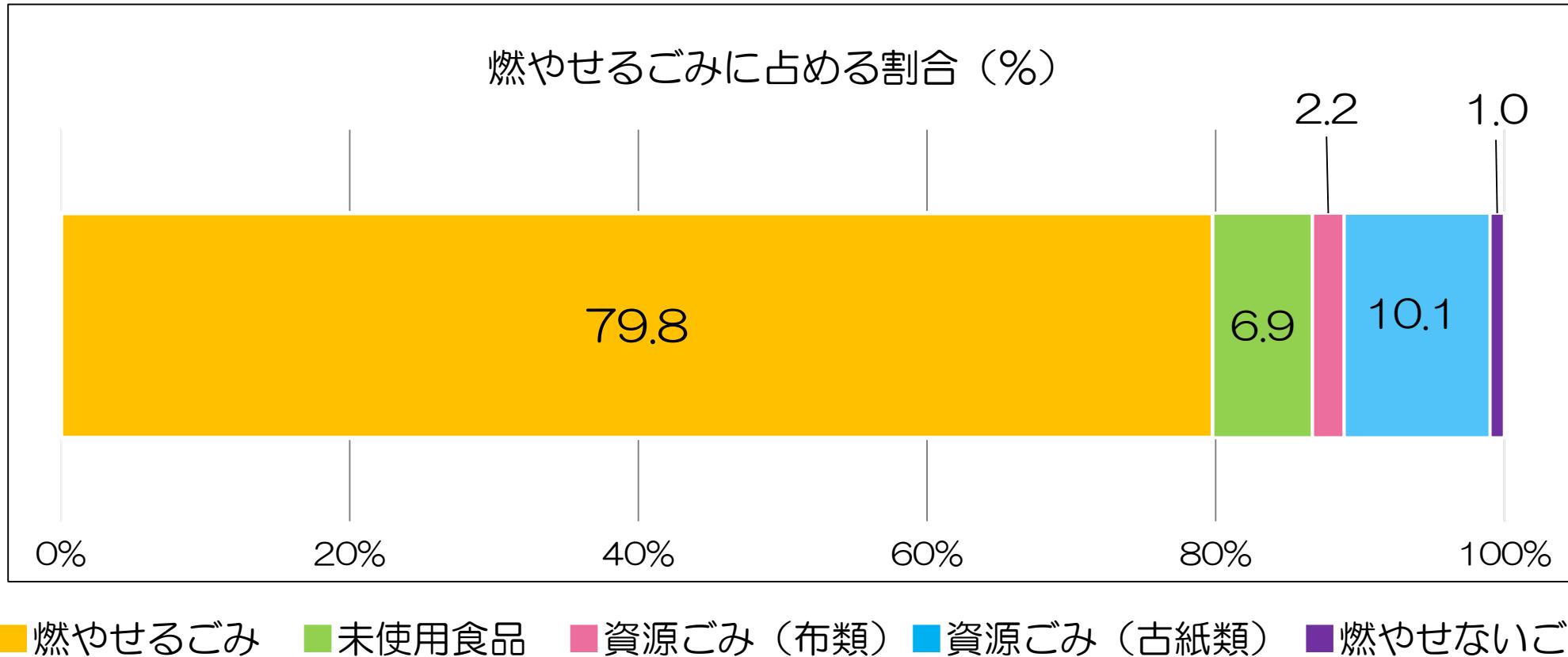
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集運搬費	721,243	709,280	683,589	649,780	669,883
焼却処理費	2,093,233	2,205,108	2,157,652	2,040,425	1,920,819
容器包装処理費	170,884	189,662	188,456	178,330	172,087
不燃・大型ごみ処理費	181,107	193,040	222,658	184,218	180,352
埋立処分費	116,609	122,942	137,865	167,370	155,292
合計	3,283,076	3,420,032	3,390,220	3,220,123	3,098,433

#### ②1人1年当たりのごみ処理経費の推移



## (4)家庭系(燃やせる)ごみの内訳

(平成27~28年度調査結果)



### 3. 指定袋制度の概要

#### (1) 指定袋制度とは

##### 指定袋制度



袋の価格のみ

##### 有料化



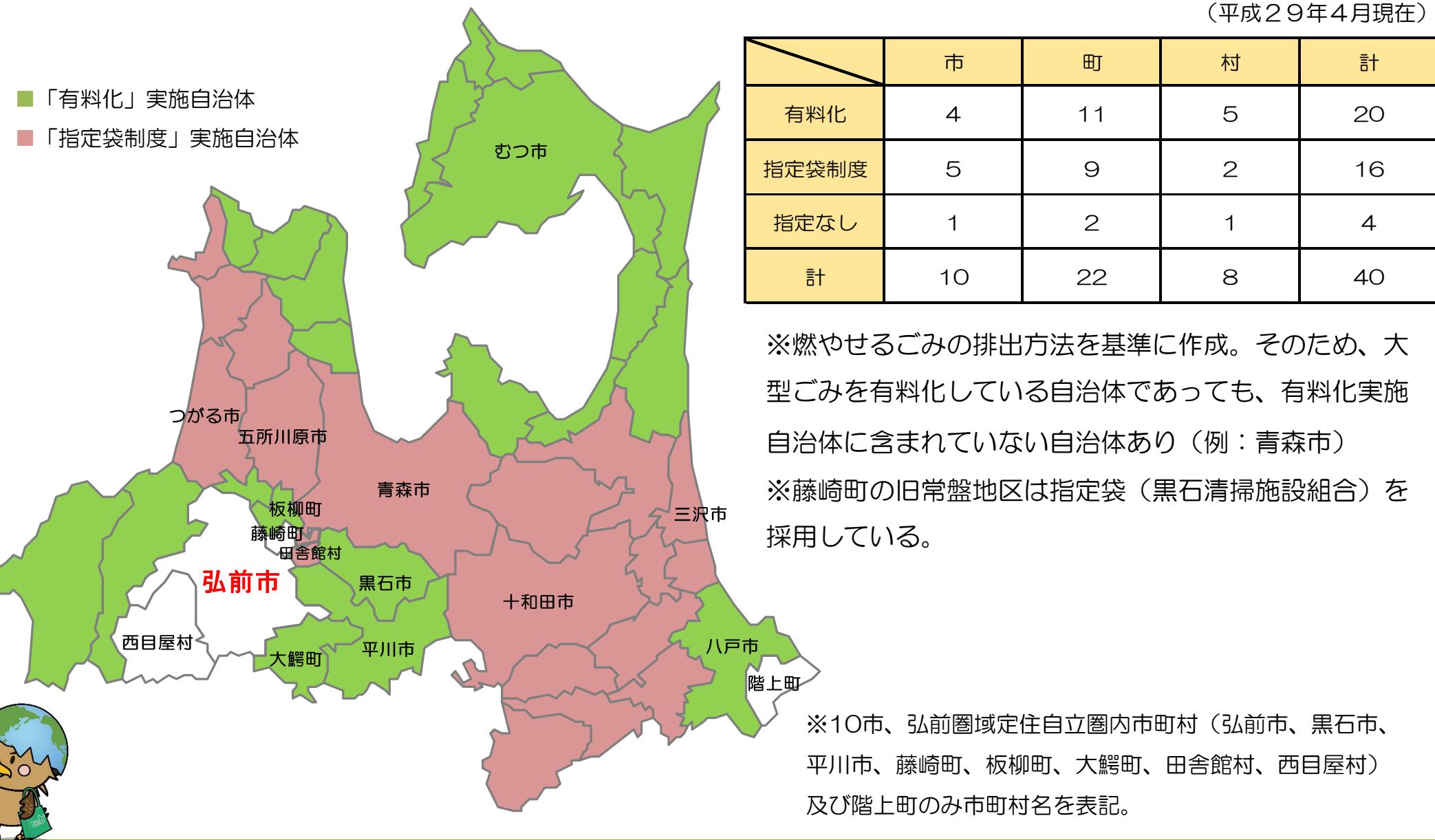
ごみ処理  
手数料  
+  
袋の価格

指定袋制度は、「ごみ処理手数料」を上乗せせず、純粋なごみ袋代金（製造・流通・販売経費）のみを価格に転嫁するものであり、「家庭系ごみの有料化」とは異なります。



## (2)他自治体の実施状況

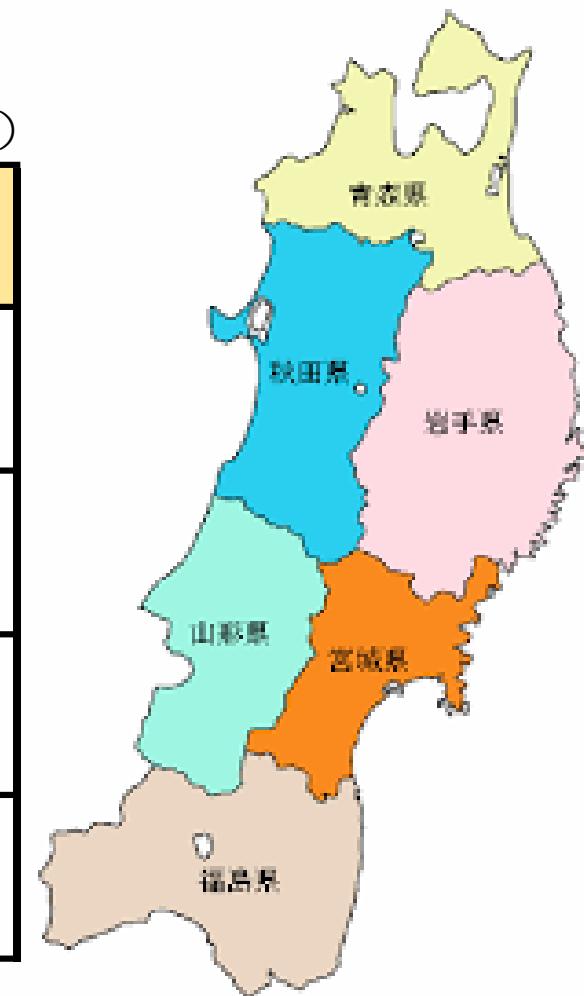
### ①県内自治体の家庭系ごみルールの実施状況



## ②東北地方の人口5万人以上の市の家庭系ごみルールの実施状況

(平成29年4月現在)

	市	割合
有料化	14	32.6%
指定袋制度	20	46.5%
指定なし	9	20.9%
計	43	100.0%



### (3) 指定袋の目的

1

ごみの減量化・資源化の推進

2

ごみの分別や適正排出の推進

3

ごみ収集作業の安全確保と迅速化

4

「ごみの見える化」の推進



## (4) 指定袋制度による減量効果予測

東北地方（人口5万人以上）及び全国人口規模類似市（人口15～20万人）における  
指定袋制度前後の家庭系ごみ減量効果一覧

（単位：パーセント）

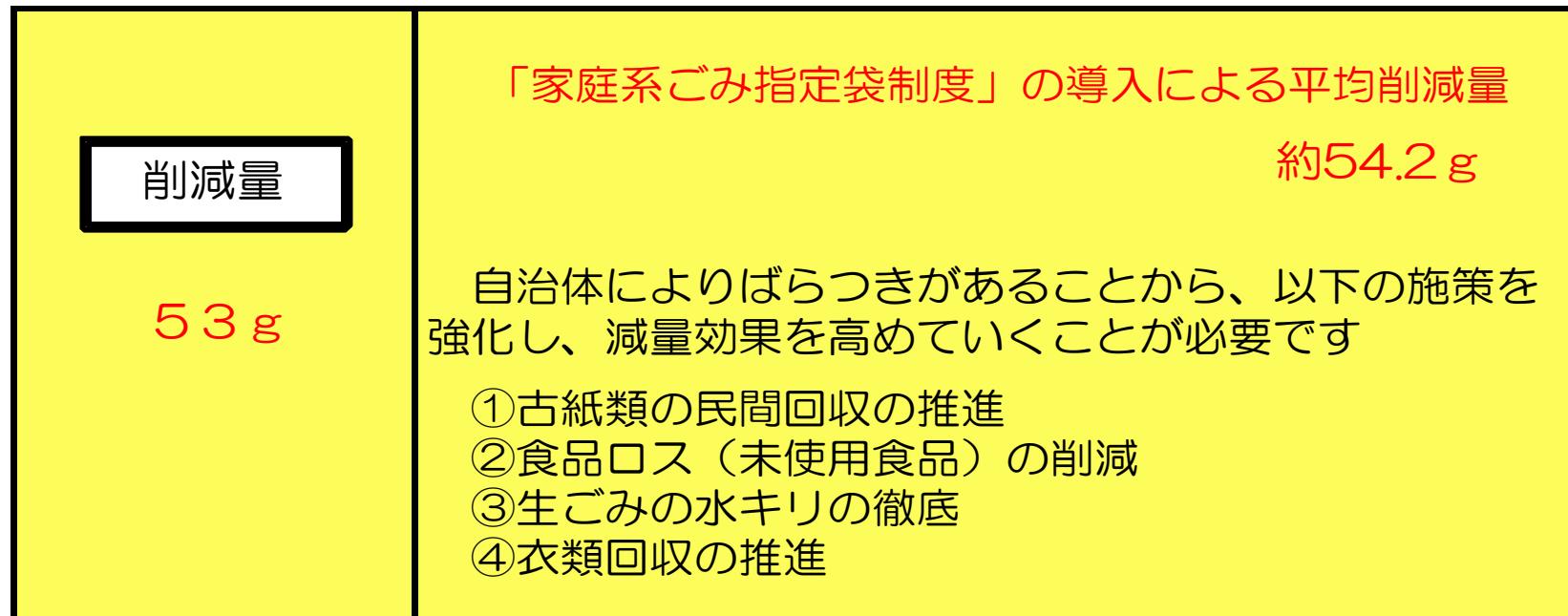
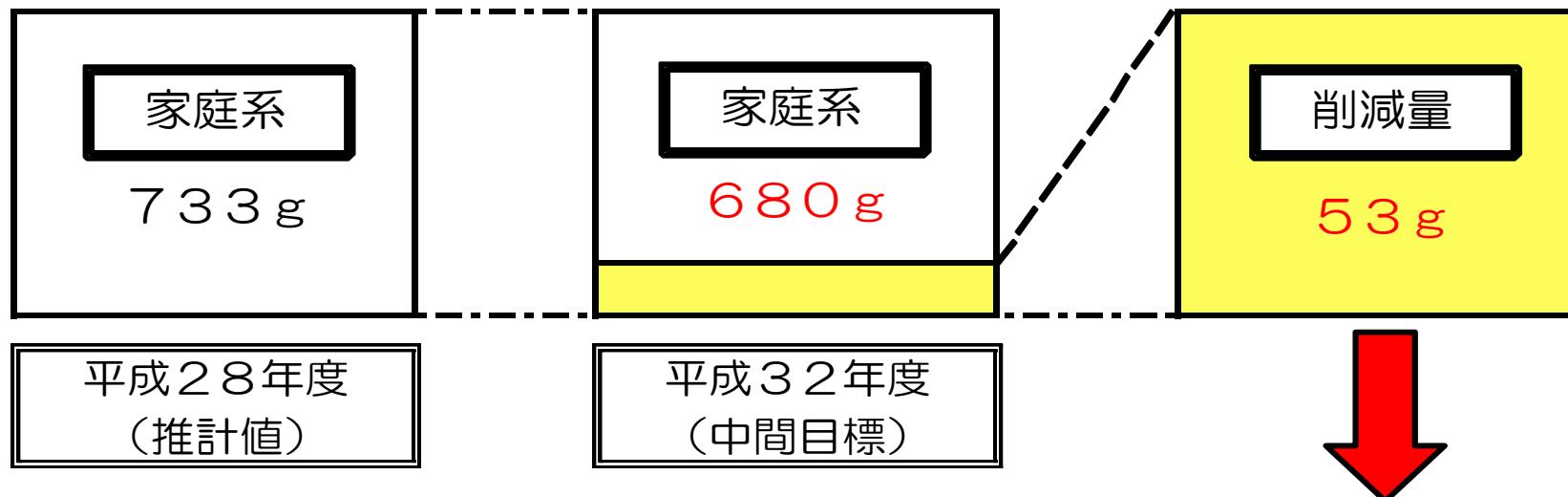
	減量効果指数（実施1年前を100とする）				
	1年前	実施年度	1年目	2年目	3年目
A市	100	87.5	89.5	90.0	89.3
B市	100	95.9	95.4	107.5	99.3
C市	100	97.8	97.6	97.6	93.2
D市	100	93.1	93.9	91.8	89.2
E市	100	97.8	98.0	99.5	85.9
F市	100	99.7	83.3	86.6	データなし
G市	100	95.1	94.7	92.7	90.5
H市	100	97.0	93.7	92.4	91.1
I市	100	94.3	94.2	93.7	92.9
J市	100	96.3	81.6	98.8	96.7
K市	100	96.3	90.7	90.4	89.2
L市	100	99.7	98.3	99.6	105.4
平均	100	95.9	92.6	95.0	93.0

※1 最大減量効果指数は83.3%（16.7%減）  
最小減量効果指数は98.3%（1.7%減）  
平均減量効果指数は92.6%（7.4%減）

※2 この一覧では、可燃ごみのみではなく、  
資源物も含めた総排出量での減量効果を  
算出している。



## (5)目標値までの減量イメージ



## (6) 減量効果を高める併行施策

### ① 古紙類等の民間回収の推進

#### 無人資源物回収施設の活用推進



家庭から出た資源物を気軽に持ち込むことができる拠点の拡大を推進し、市民の利便性向上を目指します。



#### 宅配便による使用済小型家電回収



家庭で不要になったパソコンや携帯電話などの使用済小型家電等について、回収を申し込みいただくと、提携宅配便業者が希望の日時に自宅まで回収に伺います。



## ②食品ロスの削減

### 外食時の食べきりを呼びかけ



宴会の開始30分間、終了前10分間は席について料理を楽しみ、食べきれない料理は仲間で分け合うことで食べ残しを減らすことができます。



## ③生ごみの水切りの徹底

### 多子家族への水切り器の配布



高校生以下の子さんが3人以上いるご家族へ、生ごみを挟み込んで水切りできる器具をお配りしています。



## ④衣類回収の推進

### 衣類回収ボックスの設置



回収した衣類は、再利用できるものは、おもに海外で古着として流通し、それ以外のものは工業用ウエス（雑巾）として再生利用されます。



## ⑤周知広報の強化

### ごみに関する専用広報誌の配布



具体的な取り組み内容を掲載し、どのくらいごみを減らすことができるのかという意識を持って取り組んでいただくきっかけとなります。



## (7)各施策の減量効果

各施策を実践することで、下記の減量効果が期待できます。

平成27年度家庭系ごみ排出量754グラムから

食品ロスを減らすと、  
1人1日当たりのごみ量

およそ

**41** グラム

減

生ごみの水切りで、  
1人1日当たりのごみ量

およそ

**15** グラム

減

衣類回収ボックスの利用で、  
1人1日当たりのごみ量

およそ

**13** グラム

減

およそ  
**69** グラム



## 4. 指定袋制度の仕組み

### (1) 指定袋制度の対象

#### ① 対象とするごみ

- ・燃やせるごみ
- ・燃やせないごみ

#### ② 対象としないごみ

- ・容器包装
- ・古紙類
- ・大型ごみ

#### ボランティア清掃ごみや剪定枝（木の枝）の取り扱い

ボランティア清掃ごみについては、申請により必要枚数の指定袋を交付する予定です。  
また、剪定枝（木の枝）については、指定袋に入れずに、縛って排出可能とする予定です。



## (2) 指定袋の種類、規格、仕様

①種類

燃やせるごみ・燃やせないごみ共通袋（1種類）

②容量

10L、20L、30L、45L（4種類）

③形状

平袋（30L、45L）、取っ手付き袋（10L～45L）（2種類）

④色

黄色（冬の収集作業の際の見えやすさなどを考慮）

⑤厚さ

0.03mm以上

現行  
町会連推奨袋：0.02mm  
市販緑色袋：0.015mm

⑥その他

指定袋の記入欄を設定



## 指定袋の記入欄について

記入欄の使用については、収集場所を管理する町会や集合住宅などによってニーズが異なるため、市においては、ルールの例示（町会名、大字名、班名、集合住宅であれば部屋番号の記入など）のみを行うものとし、ごみ収集自体は記入の有無に関わらず実施する予定です。

そのため、地域ごとの実情に合わせて、集積所に出す際のルールを個別に設定することが可能です。



# 指定袋及び外袋イメージ

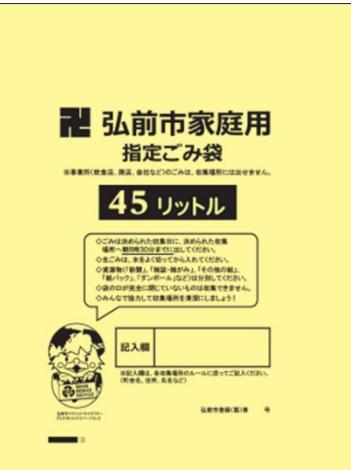
## 平袋

### 取っ手付き袋



## 外袋

- ・袋の仕様を表示  
(材質、厚さ等)
- ・容量を表示
- ・「取っ手」、「平袋」の  
いずれかを表示
- ・10枚入



※指定袋及び外袋のイメージは平成29年6月時点のイメージ  
であるため、今後変更する可能性があります。



### (3)販売方法



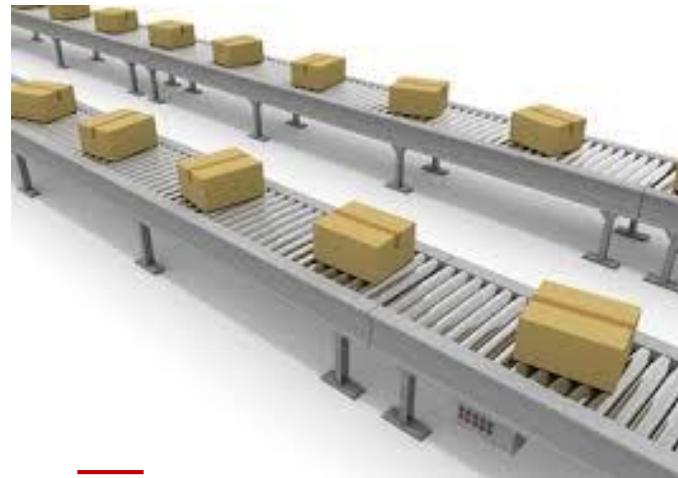
弘前市



指定袋の大きさ、  
厚さ、色等の規格  
や仕様を公表しま  
す。



登録製造事業者

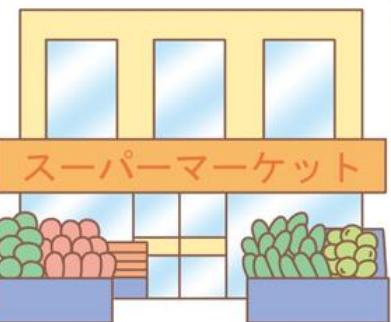


市が公表した規格、仕様  
を基に指定袋を製造、流  
通します。



販売店

スーパーマーケットやコンビニ等で  
販売を行います。



## (4) 指定袋制度の開始時期

平成30年度中を予定



準備期間が必要になります。

指定袋制度の開始にあたっては、ごみ袋の製造事業者の登録について、募集を行う必要があるほか、袋の製造、流通に一定の期間を要します。



普段のごみ出しのルールが大幅に変わることになりますので、制度導入にあたっては、きめ細やかな周知啓発活動を行う必要があると考えています。

## 5. 周知啓発活動

### (1) 説明会等の開催

「家庭系ごみ指定袋制度」の導入について（素案）の説明会を実施し、指定袋制度の概要などを説明します。

また、出前講座等により、町会等以外の各種団体へ説明する機会を設けます。



### (2) 様々な広報媒体を活用した効果的な広報の推進

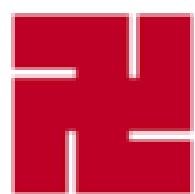


広報ひろさきやホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などを活用して効果的な広報を検討していきます。

また、ごみ減量化・資源化キャンペーンなどの各種イベントの開催やごみ情報に特化した毎戸配布冊子の作成を通じて、普段ごみに关心がない人にも周知広報が行き届くような体制を目指します。



平成29年7月編集



弘前市 都市環境部  
環境管理課 廃棄物政策係

〒036-8314 弘前市大字町田字筒井6-2

弘前地区環境整備センター管理棟2階

TEL: 0172-32-1969

